

屋外広告物の安全性を チェックしていますか？



平成27年2月、札幌市で屋外広告物の一部が落下して歩行者を直撃する事故が発生し、全国的な問題となりました。

屋外広告物は、雨や風、強い日差しにさらされているため、表面はきれいでも、内部が劣化していると、突発的に落下や倒壊をする危険性があります。

屋外広告物の定期的な点検を行い、安全管理に努めましょう！

POINT① 危険の兆候をチェック 小さな異常を見逃さない

サビ

鉄骨やボルトのサビは、破損の危険性あり。

接続部のサビ

汚れ

サビ汁がたれていたら、内部が腐食している可能性あり。

サビ汁の発生

ズレ・欠落

盤面のズレや取付具の欠落は、落下の可能性あり。

盤面のズレ

照明不点灯

漏電の場合は、火災の危険性あり。

蛍光灯の不点灯

POINT② 異常を見つけたら早期対応 専門家によるメンテナンスを

早めに処置すれば、サビを落とし保護材を塗布すれば済むものも、放置すると取替えや大規模補修により**多額の費用**がかかり、事故が発生した場合は**賠償責任**を問われることもあります。

屋外広告物に異常を発見したら、**県内の屋外広告業登録業者（専門家）に安全管理に関するご相談やメンテナンスを頼むこともできます。**

県内の登録業者は **かながわの屋外広告物** で検索すると確認できます。

ポール看板の倒壊



袖看板の底部脱落



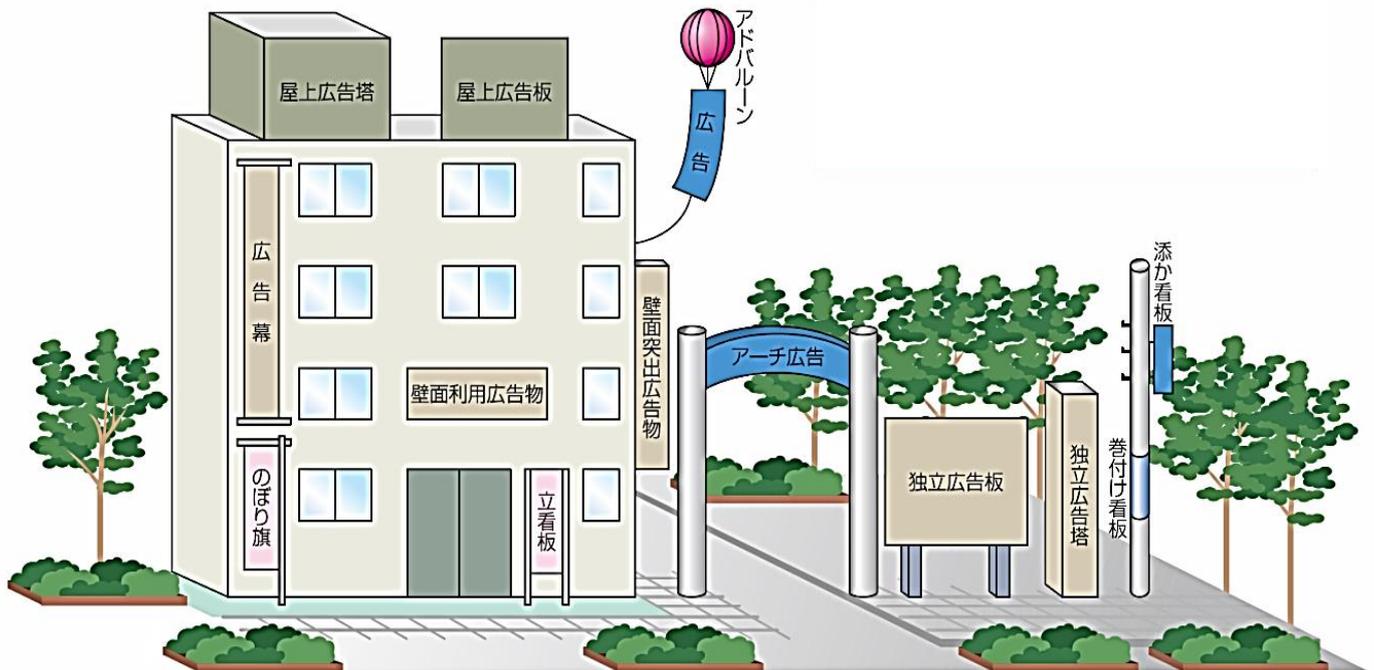
屋外広告物の設置は 許可が必要です！



平塚市内で屋外広告物を設置する場合、**「平塚市屋外広告物条例」に基づく許可申請が必要です。**
良好な景観形成と屋外広告物による事故の防止のため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

POINT① 許可の対象は

自己店舗の看板や、野立て看板など、屋外で表示される下図のような広告物が許可の対象となります。
※小規模な自己店舗の看板などは、許可が不要となる場合があります。



POINT② 許可基準があります

平塚市では、良好な景観形成と安全のために、広告物の設置ができない禁止地域や、設置できる**許可地域（8区分）を定めています。**

また、許可地域ごとに、広告物の**大きさや色彩などの設置基準が決まっております。**、**広告物は設置基準の範囲で表示しなければなりません。**

まちづくり政策課にお問い合わせください

平塚市まちづくり政策課では、市条例に基づく許可申請に必要な様式や、広告物の詳細な設置基準等をご案内しているパンフレットを、配布しています。

また、平塚市のウェブサイトからも、様式やパンフレットのダウンロードができます。
詳しい手続き方法や設置基準、このリーフレットの内容については下記までお問い合わせください。

（お問合せ先）

平塚市まちづくり政策部 まちづくり政策課 都市景観担当
〒254-8686 平塚市浅間町9-1（本館6階B606窓口）
電話:0463-21-8781（直通）
Eメール:machi-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

ホームページは **平塚市 屋外広告物** で検索してください。